

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 小牧市立さくら保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 川瀬 晶子	定員（利用人数）： 190名（126名）	
所在地： 愛知県小牧市桜井40番地		
TEL： 0568-73-5536		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和51年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 小牧市		
職員数	常勤職員： 12名	非常勤職員： 15名
専門職員	（園長） 1名	（調理員） 3名
	（副園長） 1名	（用務員） 2名
	（保育士） 20名	
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） 保育室・遊戯室
		乳児室・調理室・職員室
		医務室・トイレ・園庭

③理念・基本方針

★理念

- ・法人 【目指す子ども像】豊かな心でよく遊べる子ども
- ・施設・事業所 子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う。

★基本方針

- ・保育者や友だちと関わりながら遊ぶ中で、自ら進んで考え、判断し行動できるような援助や環境を整える。
- ・子どもや保護者に寄り添い、園と家庭や地域とのつながりを深める。
- ・心の安定を基盤とする中で、一人ひとりの子どもが健康で安全な生活ができるよう援助する。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どものやってみたい！という意欲を大切にし、子どもが自ら考えたり試したりして遊ぶ事ができるよう、環境を考えている。
- ・クラスだよりとして子どもの遊びや生活の様子を写真を使い見える化し、園の様子を保護者に伝えたり、保護者から家庭の様子を聞き、関係づくりに役立てている。
- ・毎月保育者のとった事例を検討し、子どもの遊びの楽しさ、育ちつつある所、保育者の援助を話し合い、共有できるようにしている。
- ・園庭の自然を活かし、木に登ったり、虫を捕まえて観察したり、プランターの草花やハーブを遊びに取り入れ、自然に触れる楽しさを伝えている。
- ・プランターでの野菜の栽培や、園庭のキウイ、リンゴ、いちごを食育などに使用している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 5月31日(契約日) ~ 令和 4年 3月16日(評価確定日) 【令和 3年11月22日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の子ども改革

「おとなしくて行儀のよい子どもたち」が、園長が感じた着任時の率直な感想である。着任から3年目を迎え、園長が率先して取り組んだ「自主・自立の力を育む」保育が実を結びつつある。今回の評価では、その「子ども改革」の具体的な手法を聞くことはできなかったが、保護者アンケートに寄せられた保護者の声が子どもの変革を如実に示している。「自主性の尊重」や「子どもの発想を活かす」、「個性を重視」、「自由な雰囲気」等々が自由記述欄(園の特徴)の保護者の声である。

◆地域交流・連携の必要性

「地域と共に子どもを育てる」との思いを持ち、園長自身が地域との交流・連携の必要性を強く感じている。「全体的な計画」にも、地域との関わりについての基本的な考え方を記述している。昨年、今年と2年にわたって地域交流行事の多くは中止となったが、早期のコロナ収束を期待して、「年間行事計画」や「保育所地域活動計画書」には様々な行事が計画されている。地域貢献に取り組む様々な地域コミュニティとも交流し、ゴミ拾いや挨拶運動を通して子どもたちの豊かな心が育っている。

◆万全な防災体制

防災時対応体制が整備されており、特に「防災マニュアル」が詳細に作成されている点は高く評価できる。基本的な心構えから南海トラフ対応、Jアラート作動時対応まで、職員や保護者の動きの指示が記載されている。また、避難訓練計画は3歳未満児、3歳以上児、早朝保育時、延長保育時等の計画も作成しており、有事に備えて万全の体制で臨んでいる。

◇改善を求められる点

◆研修効果の確認・検証

市が作成した「小牧市保育園職員研修計画」に沿い、階層別や専門別の研修に参加している。県の保育士会が主催する研修にも参加しているが、昨年度、今年度共にリモートでの研修が主体となっている。研修の履修後に「研修からの学び」として、職員が書面で所感を提出している。「研修からの学び」には研修受講で得た気づきや保育実践の場で活用したいことを記述している。しかし、そこで研修が完結し、それ以降の取組みがない。職員の決意である「保育実践の場で活用したい」ことが、実践されたか否かの、研修効果の確認・検証が求められる。

◆意見や相談等の受け付け体制

保護者が相談出来る機会は、懇談会や送迎時の職員との会話、連絡帳等であるが、コロナ禍によってその機会が減っている。保護者が相談や意見を表出することの説明は、「入園のしおり」に苦情の受付として記載されているが、それだけでは十分とは言い難い。内容等によって複数の方法があることや、相談相手を自由に選べることを分かりやすく説明し、保護者周知を図りたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

評価を受けるにあたり、色々な項目について話し合う中で、全職員が一つのチームの一員であるという意識を持ち、園の課題についてみんなで振り返る機会となりました。また評価結果での指摘事項を今後のより質の高い保育を実践する上での具体的な課題とし、職員全員で話し合い、より良い保育をする為には何をすべきか考えていきたいと思っております。今後は園の課題を分析し、改善できる事はすぐに取り組み、改善したことをさらに見直すといった事から実践していきたいと思っております。また、保護者の方からいただいた貴重なご意見、ご要望に応えられるよう引き続き職員一同努力していきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 従来は、入園説明会時にパワーポイントを使って理念や方針を詳細に説明していた。今年度はコロナ禍の影響で中止となり、保護者へは入園式での説明となったが、クラスに分かれて実施されたこともあって十分な周知とはなっていない。職員に対しては、朝礼や職員会議等の場で、園の目指す方向性（自主・自立性の醸成）を話し合っている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	⑥ ・ b ・ c
<コメント> 園長が毎月開催される園長会に参加し、副園長が副園長主任会に参加して市の幼児教育・保育課からの情報を得ている。市からはコロナウイルス感染症に関する方針が示され、各園が足並みを揃えるための情報交換が行われている。そこで得た情報を園に持ち帰り、園としての対応を話し合っており、昨年度は中止したプール遊びを今年度は実施することとした。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	⑥ ・ b ・ c
<コメント> 職員の不足感があり、職員全員が集まる機会が作れないことによる「共通理解の難しさ」を課題に挙げている。2週に1度の週案会議や毎月の月案会議、職員会議の場で情報を共有し、会議に参加できなかった職員には文書を回覧したり掲示をしたりして周知を図っている。昨年度は中止となった園行事のいくつかは、今年度は実施に漕ぎつけている。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 市の「子ども・子育て支援事業計画」や「小牧市まちづくり推進計画」に沿った園運営を行っているが、園独自の中・長期期を見据えたビジョンは明文化されていない。園長の目指す保育（自主・自立の力を育む）の実践によって到達すべき3年後や5年後の将来的な姿を示すことで、単年度の具体的な活動が見えてくる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 園としての中・長期計画が策定されていないことから、事業計画（「保育園経営案」）は前年度の事業計画を見直して策定されている。経営案には「園の重点目標」として5点を挙げているが、いずれにも具体的な到達点や数値目標の明示がない。5点の重点目標には、園長の思いでもある「自主・自立の力を育む」保育に直結するものも含まれているだけに、具体性を持った指標が求められる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 指導計画や行事計画、避難計画等の各論的な計画は、2週に1度の週案会議や毎月の月案会議、職員会議の場を活用して作成や見直しが行われている。しかし、経営案の「園の重点目標」に数値目標や具体的な到達点が表示されていないことから、総論的な評価・見直し（園の重点目標に対する期中の進捗管理、年度末の最終評価等）が曖昧になっている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 入園説明会が開催されなかったこともあり、事業計画の保護者周知は進んでいない。今回の第三者評価受審に伴う保護者アンケートにおいても、「事業計画の保護者周知」は59%と低い数値（※これまでに受審した他園と比較して）を示した。保護者の一部は「自主・自立の力を育む」保育を感じ取っており、口頭や配付文書を活用してより多くの保護者への周知が望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> 「保育者の為の自己評価チェックリスト」を使って年2回自己評価を実施し、「人権擁護のチェックリスト」は年に1回実施している。園長がそれらを分析し、「文書配付では伝わらない」との判断から、職員が話し合いを持てる場に投げかけている。園長は、自己チェックで「職員が判断に迷った項目」に着目し、そこから園の課題を抽出している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 職員が定期的実施している自己チェックの結果分析から、園の課題を浮き彫りにして改善活動に繋げている。すでに改善されたものもあるが、活動が組織的、計画的に実施されたとは言い難い。改善活動は、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何を？）を明確にして取り組み、経緯や結果を記録に残すことが求められる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>園長の役割りと責任は「保育園経営案」の中の「職員構成」や「運営機構及び職務分担」から読み取れる。しかし、「運営規程」の備え付けがないため根拠が薄く、園長不在時の有事に際しての権限委任先も明確には示されていない。園長の所信に関して、口頭では日々職員に伝えているが明文化されてはいる。「保育園経営案」や「入園のしおり」、「園だより」への記載が望まれる。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」、「小牧市特定教育・保育施設及び…基準を定める条例」等で定める「運営規程」が園に備え付けられていない。「保育園経営案」や「重要事項説明書」（「入園のしおり」）の基礎となる規程であり、速やかな改善が求められる。職員には、子どもの人権擁護に関する指導を重視しており、コンプライアンス意識の向上を図っている。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	ⓐ	・b・c
<p><コメント></p> <p>「おとなしくて行儀のよい子どもたち」が、園長が感じた着任時の率直な感想である。それから3年目を迎え、園長が率先して取り組んだ「自主・自立の力を育む」保育が実を結びつつある。「自主性の尊重」や「子どもの発想を活かす」、「個性を重視」、「自由な雰囲気」等々、成果を証明する保護者の声で寄せられた。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	ⓐ	・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の不足感があり、市の幼児教育・保育課に実情を報告している。限られた人材を有効に活用し、園長が率先垂範して職員をまとめ上げている。調理員の欠員の穴埋めのために、園長や副園長が厨房に入っている。「園長が朝出迎えてくれる」、「園長から元気がもらえる」との、率先垂範を示す保護者の言もある。職員の事務時間の確保にも様々な策を講じている。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>採用活動は市が主管しており、園では現状を報告して必要人材の配属を要請している。市の幼児教育・保育課に対して、園長会が継続して要望していた「新規職員の採用時期の見直し」が実現し、他市と同時期に採用活動が行われることとなった。定着対策として個別面談を行い、職員個々の事情や就業意向等を聞き取っている。課題である職員不足の状態の改善は、その糸口が見えてこない。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>処遇にどのように活かされるかは定かではないが、市の主導で人事考課の制度運用が始まった。市の目標管理制度があるが、対象が主任級以上の職員に限定されている。園独自に目標管理を行い、年度初めに個人目標を設定している。しかし、個人目標は「園の重点目標」と関連付けて設定されてはいる。「園の重点目標」同様、個人目標にも具体的な到達点を明確にして取り組まれない。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の不足感はあるが、園内に職員一丸の協体制を築き、働きやすい職場づくりを進めている。一部の職員については有給休暇の取りづらさを感じられるが、職員の満足度は高く、「職員の仲が良い」との保護者の言葉（保護者アンケート）もある。年度末に「人事評価シート」を介して個人面談を実施し、次年度の就業希望を聞き取っており、職員個々の事情にも配慮が見られる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>園独自に目標管理を行っている。クラス単位でクラス目標を設定し、それに連動する形で職員の個人目標を設定している。この仕組みを活用して職員育成を図ろうとする取組は高く評価できるが、課題はクラス目標が「園の重点目標」を意識していない（連動していない）点である。「園の重点目標」～クラス目標～個人目標と連なる仕組みの構築が期待される。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>市が作成した「小牧市保育園職員研修計画」に沿い、階層別や専門別の研修に参加している。県の保育士会が主催する研修にも参加しているが、昨年度、今年度共にリモートでの研修が主体となっている。研修の履修後に「研修からの学び」として、職員が書面で所感を提出している。気づきや保育実践の場で活用したいこと等を記述しているが、それが実践されたか否かの検証がない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「小牧市保育園職員研修計画」に、研修参加する職員の氏名を記載している。職員の勤務シフトに余裕はないが、必要な研修に極力参加することができるよう、職員間で協力し合って調整している。「職員研修受講記録簿」があり、職員個々の研修履歴が一元的に管理されている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育士養成校からの実習生受入れ依頼を市の幼児教育・保育課が集約し、各園の受入れ能力を考慮して振り分けている。今年度、コロナ下ではあるが、保育実習生4名の受入れ要請があり、「実習生マニュアル」に沿って実習を行っている。マニュアルに意義や目的の記載がないため、実習終了時の評価が曖昧（実習生に対する評価のみ）になっている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>公立園であることから、ホームページでの情報公開は限定的である。定期的に行政監査や指導が行われ、運営に関する一定の透明性は確保されている。園運営の透明性を外部に示すために苦情情報の公表が必要であるが、市や園において苦情の公表や公開は行われていない。公表・公開の仕組みをマニュアルに明記し、より透明性の高い園運営を担保されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の方針もあり、園での現金の取扱いを最小限に留めている。稀に保護者からの入金があるが、即日送金が原則となっているため、都度園長が金融機関に向いて市に送金している。現金出納の責任者は園長であり、出納帳への記入や金融機関の対応（送金等）を行っている。副園長が出納帳をチェックしており、内部牽制の機能が発揮されている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園長自身が地域との交流・連携の必要性を強く感じており、「全体的な計画」に地域との関わりについての基本的な考え方を記述している。昨年度と今年度の2年間にわたって地域交流行事の多くは中止となっているが、早期のコロナ収束を期待して、「年間行事計画」や「保育所地域活動計画書」には様々な行事が計画されている。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>コロナの感染状況を見極め、落ち着いた時を見計らって読み聞かせボランティア2名の受入れを再開している。ごみの分別を手助けしてくれる地域の高齢者もいる。継続していた地域の中学生の職場体験学習は、コロナ禍の影響を受けて再開の目途が立っていない。子どもの個人情報への配慮を含め、ボランティア受入れに必要な手順を明文化することが望ましい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「防災マニュアル」の中に「関係機関一覧表」がある。園長が保健センターの「健康日本21歯の部会」の会議に出席している。子育て支援包括支援センターとは、「こども連絡票」を介して発達に不安のある子どもの情報を共有している。現在虐待を疑われる子どもはいないが、発見した場合には速やかに市や児童相談所と連携できる体制を築いている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって地域に対してのニーズ調査は難しいが、それまでは地域の様々な会議に出席し、地域の情報の収集に努めていた。地域には市民病院や自衛隊の基地があり、そこで働く人たちの子どもが潜在的な利用者になりうるとの観測もある。園庭開放がコロナの感染状況を見ながら行われているが、利用する未就園児の保護者からも情報を得ている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>コロナの感染状況が落ち着いたときに園庭開放を行い、未就園児の親子が利用している。その際に保護者から子育ての相談があれば、園長や副園長が対応している。一時預かりの希望があった場合は、一時預かりの実施園や子育て支援包括支援センターを紹介している。AEDが設置されており、玄関と入り口に設置案内を掲示し、地域に設置していることを広報している。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 子どもを尊重する基本姿勢は、リーフレットや職員各自が持つ「ほいくポケットブック」等に記載されている。子どもが互いを尊重する心を育てる具体的な活動として、毎月の誕生日会で友達を祝う事で理解させている。性差への固定的な対応をしないよう、卒園名簿等は常に生年月日順に並べる配慮をしている。子どもの尊重や基本的人権についての自己評価チェックにも取り組んでいる。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 園舎が道なりの為、子どもの姿が外から見やすい。そのため、水遊び時は日除けも兼ねて寒冷紗で覆い、男女別で着替えて子どもたちのプライバシーにも配慮している。連絡帳には、個人情報である子どもや保護者の名前を記入しないという事に取り組んでいる。権利擁護に関する規程、マニュアルは整備され、職員理解が図られている。しかし、平成22年から見直し・改訂が進んでいない。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 保育園選択に必要な情報は、市のホームページや広報等から入手できる。リーフレットを毎年見直し、子どものいきいきとした姿から園の良さが伝わるように工夫している。しかし、保育の理念や基本方針、保育目標等の園の特性が記載されていない。写真（いきいきとした子どもの姿）の前提となる基本的な考え方や姿勢も併せて記載し、保育園選択の有効な情報の一つとされたい。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 保育の開始・変更時に必要な説明資料は「重要事項説明書」であり、入園式でパワーポイントを使って分かりやすく説明し、保護者の同意を得ている。特に配慮を必要とする保護者に対する説明は、ルールは無いが困れば副園長や園長に相談する流れがあり、適切に説明されている。職員誰もが説明できる手順を明文化することが望ましい。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 市内公立園への転園は、使用している原本一式を引き継ぐが、民間園や市外の園への保育の継続性は無い。保育終了後の継続の対応に関して、相談担当者や窓口を記載した資料は無い。転園先が民間・市外園であっても、引継ぎ資料を検討して渡されたい。利用が終了した際は、その後の相談方法や担当者等についての説明と同時に、その内容を記載した文書を手交することが望まれる。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 利用者満足は、日々のコミュニケーションや連絡帳等から把握している。保護者アンケートは平成30年度以降行われておらず、今回の第三者評価受審の保護者アンケートで把握することとしている。コロナ下であり、感染状況が落ち着くのを待って保育参観を予定している。保護者意見を参考に様々な改善がみられるが、具体的な改善策の記録を残すことが望まれる。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは整備されている。今年度の苦情は樹木に関するものであり、受け付けて解決を図った記録が残されている。その他にも小さな苦情の類はあると思われるが、保護者と職員が個々に対応して解決を図り、記録に残していない。これらを記録して職員周知を図ったり、苦情の申出人に配慮した上で公表することが、保育の改善や保育の質の向上にも役立つこととなる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者が相談出来る機会は、懇談会や送迎時の会話、連絡帳等であるが、コロナ禍によって機会が減っている。保護者が相談や意見を表出することの説明は、「入園のしおり」に苦情の受付として記載されている。内容等によって複数の方法があることや、相談相手を自由に選べること等を分かりやすく説明し、保護者周知を図りたい。相談依頼があれば、相談しやすい環境に配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>送迎時の会話や連絡帳などから、積極的に意見や要望を把握するよう心掛けているが、保護者アンケートの実施がなく、保護者意見を把握する取組みは薄い。検討が必要な意見に対しては、職員会議で話し合っ解決しているが、相談や意見を受けた際の記録や報告、対応策検討の手順を定めたマニュアルは未整備である。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメント体制としては、市の園長会でヒヤリハットや事故報告の事例収集、原因分析が行われている。職員が遊具や備品の安全点検を行い、業者点検も年4回行われているが、事故防止策等の定期的な評価・見直しが実施されていない。散歩や睡眠中、食事中等の特に重大な事故が発生しやすい場面では、事故の予防策を定期的に見直すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防・発生時の対応マニュアルは整備されている。新型コロナウイルス感染症に関しては、国・県・市からの通知文書を別ファイルで整理している。感染防止のために関係機関と連携して指示通りに対応し、職員には通知文書の回覧で、保護者には掲示等で周知を図っている。「保健便り」が発行され、季節的に流行しやすい感染症や予防策なども掲載されている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員や保護者等の安否確認は、災害伝言ダイヤルで市から一斉配信される仕組みがある。「防災マニュアル」が詳細に作成され、職員の動きが具体的に記載されている。避難訓練は未満児、以上児、早期、延長時の計画等も作成されており評価に値する。引き渡し訓練は行われたが、具体的な引き渡し方法の記載がない。備蓄リストは月1回懐中電灯の点検時に行っているが、医薬品等も整備されたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は、職員が1冊ずつ持つ「ほいくポケットブック」や「素敵な保育士を目指して」等で確認する仕組みがある。「保育園経営案」や「重要事項説明書」も活用している。標準的な実施方法の周知は職員会議や個別の指導で行われているが、実施方法に基づいて実施されているか否かを確認する仕組みはない。職員会議等の活用を期待したい。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 標準的実施方法の基本となる「ほいくポケットブック」、「素敵な保育士を目指して」の作成や見直しは、市の園長会で行われている。それらを保育の実践に活かすよう、指導計画は定期的に職員で見直している。見直しにはPDCAサイクルを活用し、職員や保護者からの意見や要望、提案等が標準的な実施方法に反映されることを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 入園が決まると記入資料（アセスメント用紙）が保護者の手元に届く。面接時に園長が資料確認をする。場合によっては市から助産師が同席することもあり、個別の指導計画に反映させる。指導計画は個別とクラスの計画との双方の関連で統合保育を行っている。支援困難ケースや気になる子どもに関しては、保健センターの専門家も交えて相談に応じる検討会議の体制がある。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 指導計画の見直しは、市の主任会で適宜行われている。園での見直しは、月・週の指導計画を評価・反省し、次の指導計画に反映させている。主任会で見直された内容は、その都度、会議や朝のミーティングで周知されているが、手順書は定められていない。指導計画の評価・見直しにおいても、標準的実施方法に反映させる事項、保育の質の向上に関する課題事項等を明確にすることが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 記録する職員によって内容や書き方に差異が生じないよう、市から職員個々に「ほいくポケットブック」や「素敵な保育士を目指して」が配付されている。それを参考に記入し、主任が不足分や修正部分を個人的に指導している。ネットワークや記録ファイルを通じて職員間で情報共有するための仕組みがあり、出欠確認や記録、報告書等で活用している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 「個人情報保護規程」により、子どもの記録の保管・保存等が適切に行われている。情報開示に関する規程は未整備である。記録の管理について、個人情報の漏洩に関するルールはあるが、書き損じ資料やカメラの持ち出しについての管理が曖昧である。保護者には、入園式にて「入園のしおり」を使用して個人情報の取扱いについて説明している。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は、市の主任会で保育園の理念や方針、目標に基づいて作成されている。年度初めに、各園の地域の実態や事業内容に合わせて再作成し、職員に周知している。家庭、地域の実態に関して詳細に記述し、さらに障害児保育や長時間保育等、当園の特色ある保育の追記などを検討されたい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>暑さ対策として、保育室の温・湿度の調整を適切に行っている。夏のプールは、目隠しと日除けを兼ねて寒冷紗で覆っている。園舎の老朽化はあるが、子どもが心地よく過ごせるよう清掃や換気に配慮し、コロナ対策も徹底している。ただ、手洗い場がテラスのひさしから出ている点は“要検討”である。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍により、評価日当日の見学は玄関周りに留めたが、職員の大きな声や急かす言葉、制止する言葉は聞こえなかった。職員は、「笑顔で子どもの聞き取りやすい声で、ゆっくりと話し掛ける」ことに心掛けている。3歳未満児は表現する力が未熟のため、子どもの気持ちを汲み取ろうと努力している。今後も、子どもの気持ちに寄り添う保育の継続を願いたい。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣を身につけるためには、家庭との連携が必須であるが、情報交換の機会はコロナ禍によって少なくなっている。そのため、送迎時には職員から積極的に話しかけている。子どもには、文字を補うために絵で表現したり順序を表記したりして、子どもが生活習慣を身に付ける時に、より理解が進むように配慮している。顔を見て、目を見て、誉めて、子どものやる気を喚起している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍により、地域と接する機会や社会体験が得られる機会が少ない。別予算で実施される地域活動事業計画として七夕会、運動会、縄跳び教室、人形劇観賞等が計画されているが、コロナ禍によってそのほとんどが中止となっている。そのような逆風の中ではあるが、職員が見本を見せたり誉め言葉を使ったりして、子どもが自ら動こうとする気持ちを盛り上げている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>口唇期であり、噛みつきや引っかきはある。保護者には、入園式で発達上現われる現象であることを説明している。噛みつきの加害者と被害者の双方に連絡するが、名前は明かさないことも併せて理解を得ている。複数担任の情報共有は、時間を見つけて話し合ったりクラスノートで知らせたりして連絡漏れを防いでいる。子どもが手や口にした玩具は、昼寝中や子どもの降園後に洗浄、消毒している。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもとの関わりを大切に、戸外・室内共に子どもが密にならないように注意している。主体的な遊び・共同的な遊びに取り組めるよう、年齢に合った玩具等を用意し、環境構成に配慮している。コロナ感染防止のため、子どもたちが取り組んで来た遊びや生活を展開する運動会は、保護者参加を2名に限定して行った。保護者からは、子どもの成長した姿を見ることが出来たと喜びの声が届いた。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 園舎の老朽化はあるが、清掃が行き届き清潔感がある。障害児保育は加配保育士制で行い、個別指導計画を作成しクラス指導計画と関連付けて統合保育を行っている。職員は障害の種類や特性に関する知識を深めるため、積極的に研修に参加している。障害に応じた狭義の環境整備ではなく、職員配置や地域の障害者理解等、障害のある子どもを取り巻く様々な環境の整備にも取り組まれない。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ③ ・ c
<p><コメント> 早朝保育や延長保育の指導計画は作成されていない。早朝保育や延長保育を利用する子どもの保護者には、クラス担任とのコミュニケーション不足を不安視する意見もあるが、園（職員）としても同様に感じている。延長保育は、部屋を移動したり子どもの数が徐々に減ったりと、子どもが落ち着いて過ごすための障壁となる。如何にして家庭的で落ち着いた環境を整えるか、検討を期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	④ ・ b ・ c
<p><コメント> 小学校との連携や就学に関連する事項は「全体的な計画」に記載されている。しかし、コロナ禍によって小学校との交流のほとんどが中止となり、小学校以降の生活の見通しが持てる機会は、入学前健康診断のみとなった。保護者には入学説明会があり、見通しを持つ機会となる。少ない機会をとらえ、職員と小学校教諭が、意見交換や情報共有を行っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント> 子どもの「健康管理マニュアル」があり、保健に関する計画も作成されている。既往症や予防接種の状況はアセスメントで把握し、その後の予防接種は保護者の申告によって情報を得ている。職員はSIDS（乳幼児突然死症候群）の知識を有し、適切にチェックを行っている。保護者に対しても、SIDSに関する情報提供が望まれる。「保健便り」での情報発信を今後も継続されたい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断や歯科健診の結果が、職員会議で関係職員に周知され、保護者には結果を書面で知らせている。家庭での歯磨きや食生活に反映させて、子どもが健康を維持するように働き掛けている。連携する医療機関の病児保育室から「ゆうかり便り」が毎月届く。「旬の野菜で夏の疲れリセット」、「虫刺され・植物かぶれ」等のテーマが掲載され、園の保健の取組みを補完している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ⑦ ・ c
<p><コメント> アセスメントでアレルギーや慢性疾患のある子どもを把握し、医師の診断と指示の下、子どもの状況に応じて対応している。アレルギー児に関しては、保護者と毎月献立表を確認し、食器・席等に配慮し、さらに配膳までに何度もチェックして誤食を防いでいる。職員は研修等でエビペンまで扱える知識や・技術を得ている。除去なしで、全園児が同じ献立で食べられる取組みにも期待したい。</p>		

A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 食育計画、指導計画は年齢別に作成されている。市から「もぐもぐ通信」が発行され、人気メニューのレシピや発達に合った食事道具の紹介等、家庭へ食に関する情報を提供している。畑で野菜を作り、収穫した野菜を調理して食べたり、子どもが食に関心を深めるように家庭と連携して試食会を計画したが、コロナ禍によって中止となった。給食サンプルの展示は、保護者の高い支持を得ている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 地域の食文化には名古屋コーチンの引きずり（すき焼き）、桃のヨーグルトかけ等があり、新鮮な野菜や果物を使った食文化を大切にしている。県の衛生指導監査を受け、マニュアルに基づく衛生管理も適切に行われている。食中毒の発生時に対応する体制も整備されており、子どもたちに美味しく安心した食事を提供している。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ① ・ c
<コメント> コロナ下、保護者が子どもの成長を確認する機会として運動会があり、適切な条件を設定して行った。学年毎、保護者2名の限定参加、短時間で行う等の条件の下、保護者に子どもの成長を見せる機会とした。発表会も、適切な条件の下で行う予定である。課題は、保護者との情報交換の記録が残されていないこと、送迎時の口頭での情報交換のうち、必要なものを記録に残されたい。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ① ・ c
<コメント> 保護者から子育て相談に応じる仕組みがあり、保護者個々の事情に配慮して相談に応じている。保護者から悩みの相談を受けた職員が、一人で抱え込まずに園長や副園長から助言を受け、適切に対応出来る体制も整備されている。しかし、相談内容の記録は残されていない。後日の追跡や保育の継続性担保の観点から、記録の重要性を認識して取り組むことが望まれる。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ① ・ c
<コメント> 虐待等権利侵害に関するマニュアルが整備され、誰でも手に取ることができるように職員室の棚に保管されている。現時点では、虐待等権利侵害を疑われる子どもはいない。虐待等を発見した場合の対応マニュアルはあるが、それを活用した研修は未実施である。研修によって職員意識を高め、虐待等の早期発見・早期対応に努めて不幸な事件の未然防止を図られたい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 職員全員が、自らの保育実践を振り返る自己評価（「保育者の為の自己評価チェックリスト」）を実施している。職員個々の課題を抽出するだけでなく、園長がそれを集計、分析して園の課題を明確にしようとしている。子どもが楽しく遊ぶ姿を「楽しさメモ」として記録し、その日の子どもの様子を話し合い、職員間で共通理解して保育に活かしている。		